

令和 3 年 1 月

教科用図書検定規則実施細則の改正について（概要）

1. 改正の趣旨

令和 2 年 12 月 2 日に教科用図書検定調査審議会においてとりまとめられた「教科書検定制度の改善について」に示された方針（「教科書検定手続きの改善方策について」）を具体化するため、教科用図書検定規則の改正を踏まえ、申請図書等の適切な管理の規定の新設や、適切な管理を行わなかった際の対応など、所要の改正を行う。併せて実態に即した規定の見直しを行う。

2. 主な改正内容

（1）申請図書等の適切な管理に関する規定の見直し

①申請図書等の適切な管理に関する規定の新設

- ・教科用図書検定規則第 6 条に申請図書等の適切な管理について規定されたことに伴い、具体的な情報管理の内容について規定する。

②適切な情報管理を行わなかった場合の規定の新設

- ・教科用図書検定規則第 7 条第 2 項において新たに特定行為を行った場合の不合格の規定を設けたことに伴い、具体的な特定行為について規定する。

（2）実態に即した規定の見直し

①申請図書等の提出について

- ・検定審査申請書や申請図書の提出について、郵送等での提出を可能とするよう規定を整備する。

②訂正申請等の内容の周知方法について

- ・訂正申請等が行われた際、発行者が訂正内容を周知する方法について、具体的な方法を初等中等教育局長が別に定めるよう規定を整備する。

③教科書が参照させる学習上の参考情報の変更に関する報告について

- ・検定規則第 15 条の 2 において、教科書に記載されたウェブサイトのアドレスにより参照するウェブサイトの内容を変更する際の手続きが規定されたことに伴い、具体的な手続き方法について新たに規定する。

3. 施行日

令和 3 年 2 月 1 日から施行する。（予定）